

役員報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人青森県栄養士会（以下「本会」という）の定款第26条に基づき、役員
の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、
日当、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益をいい、その名称のいかんを問
わない。費用とは、明確に区別されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（宿泊費を含む）通勤費、手数料等の経費をい
う。報酬等とは、明確に区分されるものとする。
- (3) 常勤とは、週5日本会の事務所にて勤務することをいう。
- (4) 非常勤とは、(3)の日数に至らない日数を本会の事務所にて勤務することをいう。

(報酬等の支給)

第3条 本会は以下の各号に掲げる者に対する報酬等に限り、支給することができる。

- (1) 常勤の理事 月額報酬
- (2) 非常勤の理事及び監事 日当（会議の場合）

ただし非常勤理事が使用人として、業務を行う場合はこの限りでない。

2 前項各号に該当しない限り、理事及び監事に対して報酬等は支払わない。

(報酬等の支払いとその額)

第4条 前条に基づく、常勤の理事には、別表の報酬表のとおり支給する。

2 前条に基づく非常勤の理事及び監事には、別表の日当を支給する。

(費用)

第5条 本会は理事及び監事がその職務の執行にあたり負担した費用を速やかに支払う。前払いを要す
ると認められる場合は、前もってこれを支払う。

2 理事及び監事が、本会の行う会議及び本会によって派遣された会議や催事等への出席、その他本会
の職務を遂行するにあたり要する交通費は、実費をもってこれを支給する。

(退職慰労金)

第6条 本会は退職慰労金に関する支給は行わない。

(公表)

第7条 本会は、この規定をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項

に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第8条 この規定の改正は、総会の決議により行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附則

施行 平成24年(2012年)4月1日

改定 平成27年(2015年)3月21日

別表 「常勤役員俸給表(単位:円)」

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1号俸	150,000	3号俸	250,000	5号俸	350,000	7号俸	450,000
2号俸	200,000	4号俸	300,000	6号俸	400,000	8号俸	500,000

別表 「日当および時間給(単位:円)」

半日当たり	1,134	1日当たり	2,269
-------	-------	-------	-------